

「広島女学院大学論集」執筆要項

2010年 3月 制定

2010年 10月 改正

2011年 5月 改正

2016年 6月 改正

1. 本要項は、広島女学院大学「論集」編集執筆・規程により、編集委員会で作成したものである。
2. 投稿は、次の4点を揃えて総合研究所事務課に提出して行う。締め切りは10月10日とする。ただし休日の場合は翌日とする。
 - (1) 論文のプリントアウト原稿 1部
 - (2) 和文要旨ないし英文アブストラクトのプリントアウト原稿 1部
 - (3) (1)(2)のデータを保存したメディア（媒体については事前に相談すること）
 - (4) 所定の様式により必要事項を記入した論集原稿細目 1部
3. 受領書は総合研究所事務課職員が発行する。
4. 要旨ならびにアブストラクトの校閲ないし翻訳を希望する場合は、原稿提出時に総合研究所事務課職員までその旨を通知する。
5. 書式、枚数については次を目安に執筆する。
 - (1) 縦書きの場合 和文1段組=1頁 60字×22行（1,320字）12～18頁程度
和文2段組=1頁 28字×22行×2段（1,232字）12～19頁程度
 - (2) 横書きの場合 1頁 42字×32行（1,344字）
人文・社会科学 11～17頁程度
自然科学 2～8頁程度
 - (3) 欧文の場合 1頁 84ストローク×32行（2,688ストローク）9～15頁程度
6. 写真、図版の色と枚数は特に制限を設けない。
7. 校正は3回とする。校正中のはなはだしい変更は原則として認めない。
8. 原稿料は支給しないが、別刷30部を進呈する。

付則

- 1 この執筆要領は、2011年度発行分から適用する。

付則

- 1 この執筆要領は、2017年度発行分から適用する。